

水銀に関する水俣条約第 3 回締約国会議」の結果について



The Knights

2019 年 11 月 25 日から 29 日まで、スイス・ジュネーブにおいて「水銀に関する水俣条約第 3 回締約国会議」が開催され、条約実施のための技術的ルールや運営に係る事項に関する議論が行われ、詳細なルールづくりが進展しました。

概要は以下の通りです。

(1) 世界税関機構で定める製品コード

税関において製品中の水銀の有無を識別するため、水銀使用製品への製品コードの付与について、条約事務局が手引書の作成等を実施することとされました。

(2) 附属書 A 及び附属書 B の見直し

附属書 A (水銀添加製品) 及び附属書 B (水銀又は水銀化合物を使用する製造工程) を見直し、代替品に関する技術の情報報収集等を行い、報告を取りまとめることになりました。

(3) 水銀の放出

特定可能な水銀の発生源の目録と、利用可能な最良の技術 (BAT) 及び環境のための最良の慣行 (BEP) の手引書の作成について、技術専門家グループによる報告書が提出されました。

(4) 汚染された場所の管理に関する手引書

条約事務局が技術専門家グループと協力してまとめた手引書案について議論が行われ採択されました。

(5) 水銀廃棄物の閾値

技術専門家グループがまとめた報告書等に基づき議論が行われ、条約上の水銀廃棄物の3つの区分のうち「廃金属水銀等」及び「水銀使用製品廃棄物」に関しては閾値を設定せず、それぞれの廃棄物の種類の一覧に該当すれば水銀廃棄物と見なすこと、「水銀汚染物」に関しては閾値として含有量濃度を用いることの妥当性について更なる検証を行いつつ、引き続き検討することが合意されました。

(6) 条約の有効性評価

専門家グループがまとめた報告書に基づき、条約の有効性評価を実施するための枠組み等について議論が行われ、評価指標に必要な項目に関する情報交換をすることや条約事務局がモニタリングのための手引書等を作成することが決定しました。

(7) 運営にかかる事項

条約の資金メカニズムは、条約の規定に基づいて条約事務局が委託条項案をまとめること等が決定しました。

次回 COP4 は 2021 年 10 月から 11 月にインドネシア・バリにて開催される予定です

当社では、有害金属分析等において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019 年 12 月 2 日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 竹下尚長